

○石川県警察職員の退職管理に関する要綱の制定について

平成28年6月10日務甲達第59号

石川県警察本部長から部課署長宛

改正 平成31年4月22日務甲達第55号

この度、石川県職員の退職管理に関する条例（平成28年石川県条例第5号）及び石川県職員の退職管理に関する規則（平成28年石川県人事委員会規則第7号）が制定されたことに伴い、別添のとおり「石川県警察職員の退職管理に関する要綱」を制定したので、部下職員に周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

別添

石川県警察職員の退職管理に関する要綱

第1 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、石川県職員の退職管理に関する条例（平成28年石川県条例第5号）及び石川県職員の退職管理に関する規則（平成28年石川県人事委員会規則第7号）に基づき、石川県警察職員の退職管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員

石川県警察に勤務する職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員及び同法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。）であって、次に掲げる職員以外の職員をいう。

ア 臨時的に任用される職員

イ 条件付採用期間中の職員

ウ 非常勤職員（短時間再任用職員を除く。）

(2) 再就職者

職員であった者で離職後に営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いている者であって、次に掲げる者以外の者をいう。

ア 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった者

イ 再任用職員又は嘱託職員として石川県警察その他石川県の機関において採用された者

(3) 営利企業等

再就職者の属する営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体をいう。

(4) 契約等事務

石川県警察と営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務

(5) 管理職員

一般職の給与に関する条例の施行規則（昭和32年石川県人事委員会規則第3号）の規定による管理職手当の支給区分が二種又は三種である職員

第3 再就職者による依頼等の規制

1 禁止行為

- (1) 再就職者は、職員に対して、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- (2) 再就職者は、職員に対して、自らが決定した契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- (3) 再就職者のうち特定地方警務官又は管理職員であった者は、職員に対して、当該職に就いていたときの職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- (4) 前各号の規定は、法第38条の2第6項に該当する場合には適用しない。
- (5) 第1号、第2号又は第3号に規定する再就職者からの要求又は依頼を受けた職員は、当該要求等に応じて、公務の公正性を損なう行為（相当の行為をしないことを含む。）をしてはならない。

2 再就職者による依頼等の承認手続

再就職者は、次の各号に掲げる要求又は依頼の承認を得ようとするときは、別記様式第1号により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）へ申請するものとする。

- (1) 電気、ガス又は水道水の供給に係る契約に関するもの
- (2) 日本放送協会による放送の役務の給付に係る契約に関するもの
- (3) その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

3 再就職者による依頼等の届出

職員は、第3の1に規定する要求又は依頼を受けたときは、別記様式第2号

により、警務課長を経由して速やかに人事委員会へ届け出るものとする。

第4 再就職状況の届出及び公表

1 届出

再就職者のうち、離職時に管理職員であって離職後2年を経過しない者は、次に掲げる場合を除き、再就職をしたとき又は再就職先における地位の変更があったときは、別記様式第3号により、速やかに再就職状況を本部長へ届け出るものとする。

- (1) 日々雇い入れられる者となった場合
- (2) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いている場合であって、再就職先から受ける報酬の年額が103万円未満の場合

2 公表

本部長は、届出を受けた再就職の状況を取りまとめ、石川県警察ウェブサイトにおいて公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式 (略)